

議案第15号

市道路線の変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり変更する。

旧新別	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
旧	1級62号線	つくば市下河原崎 161 番 1 地先から	
		つくば市鍋沼新田 398 番 1 地先まで	
つくば市下河原崎 161 番 1 地先から			
つくば市下河原崎 712 番 4 地先まで			

（提案理由）

上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い市道を再編するため、この案を提出するものである。

つくば市 6 月定例会議

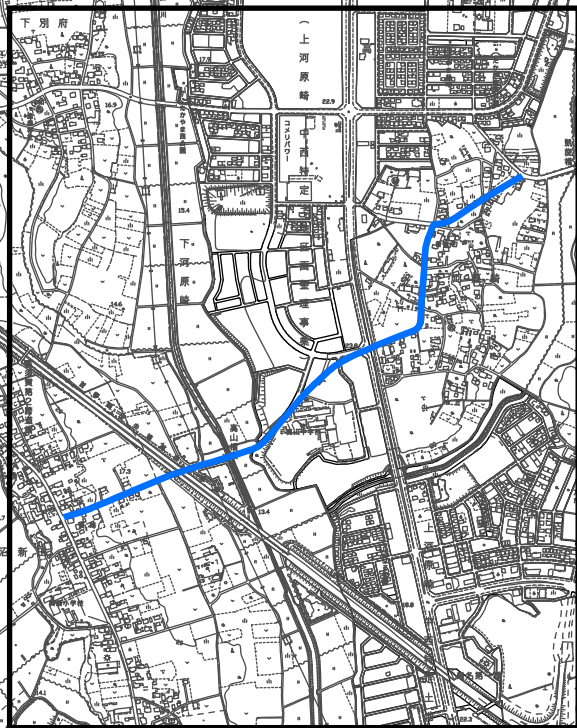
市道路線変更図面

目次

旧新別	路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
		終 点			
旧	1級62号線	つくば市下河原崎161番1地先から	上河原崎・中西地区区画整理事業に伴う市道再編のため	1, 3	1644.2
		つくば市鍋沼新田398番1地先まで			
新		つくば市下河原崎161番1地先から		2, 4	676.9
		つくば市下河原崎712番4地先まで			

合計路線	1本
合計延長 (変更前)	1644.2m
合計延長 (変更後)	676.9m

1:20,000



0 500 1,000 2,000

